

壹岐守殿書付 來る十二月七日より兵庫開港、江戸並大坂市中へも貿易のため外國人居留致し候筈に付、諸國の産物手廣に拵造、勝手に可遂商賣もの也、

右之趣、御領、私領、寺社領とも不洩様可爲觸知候、

〔徳川禁令考^{十三}國事〕慶應三丁卯年六月四日

兵庫開港之儀、御所被仰出旨達書、

大目付江

兵庫開港之儀ニ付、別紙之通御所より被仰出候旨、京地より申越候間、此段萬石以下之面々江可被達候、

六月

別紙

一 兵庫被停候事

一 條約結改之事

右取消之事

兵庫開港之事

元來不容易、殊ニ先帝^明○^孝被爲止置候得共、大樹^慶○^喜徳川無餘儀時勢言上、且諸藩建白之趣も有之、當節上京之四藩も同様申上候間、誠ニ不被爲得止、御差許ニ相成候、就而者諸事屹度取締相立可申事、

六月

右周防守殿御渡

〔兵庫名所記^上〕一 神戸村 宇治川のつゞき往還の村、太平記に紺部とあり、西の口を走水次を二